

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

1979年、国連はあらゆる分野の女性差別の撤廃を定めた「女性差別撤廃条約（以下「条約」という。）」を採択し、我が国は1985年に批准している。

さらに国連は、1999年に条約の実効性を高めるために「女性差別撤廃条約選択議定書（以下「選択議定書」という。）」を採択した。選択議定書は、2023年時点で条約締約国189か国中115か国が批准しているが、わが国はこれを批准していない。

この選択議定書は、国内における救済措置を尽くした後に、個人等が国連の女性差別撤廃委員会に通報し、救済を求めることができる「個人通報制度」を定めるとともに、女性差別撤廃委員会が調査・意見勧告を行う「調査制度」を定めている。

選択議定書を批准することにより、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化することができる。

国は、第5次男女共同参画基本計画において、「新型コロナウイルス感染症の拡大によって、配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や、女性の雇用、所得への影響等が顕在化した。」との認識が示され、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める。」としている。

また、世界各国の男女平等の度合いを示す「ジェンダーギャップ指数（GGI）」（世界経済フォーラム2025年公表）において、わが国は148か国中118位とジェンダー平等は低い状態である。

このような日本の現状打開には、選択議定書を批准し、女性差別撤廃条約の示すジェンダー平等の実現を促進することが急務となっている。

よって、本市議会は、女性差別撤廃条約の選択議定書を速やかに批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年12月17日

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

内閣官房長官 殿

内閣府特命担当大臣 殿

法務大臣 殿

外務大臣 殿

福岡県大野城市議会議長 平井信太郎